

労働運動委員会ニュース

No. 217 2018年12月25日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

【厚労省：労働組合基礎調査】

組織率最低の17.0%に! パート労組増える

- ◆労働組合員数は約1,107万人
- ◆単一組合数は2万4328労組
- ◆推定組織率は17.0% (▲0.1%)



郵政20条裁判（東京高裁）「格差是正」へ 格差不合理として167万円の支払い命令

日本郵便の非正規社員3人が、正社員との待遇格差の是正を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は13日、手当などの一部格差を不合理だとして計約167万円の支払いを命じた。

昨年9月の一審東京地裁判決より増額した。訴訟では、手当の不支給や休暇などの差が労働契約法20条が禁じる正社員との「不合理な格差」に当たると判断された。

が争点となった。

白石史子裁判長は、業務内容などに違いがあるとして、賞与に当たる夏季年末手当など一部の格差は容認。しかし、一審と同じく、年末年始勤務手当と同居手当、夏季冬季休暇と病気休暇は、不合理な格差だと判断した。

一方原告たちの最大の課題だった夏季年末手当（賞与）の格差是正に、判決はまったく答えない。原告浅川さんの17年冬の賞与は15万円、同じ勤続

郵政20条裁判の各地裁・高裁判決

手当と休暇	東京地裁	大阪地裁	東京地裁
住宅手当	6割支給	10割支給	10割支給
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給
扶養手当	請求せず	10割支給	請求せず
夏季・冬季休暇	○	請求せず	○
有給の病気休暇	○	請求せず	○
早出勤等手当	X	X	X
祝日手当	X	X	X
夜間特別勤務手当	X	X	X
夏季年末手当	X	X	X
外務業務手当	X	X	X
業務精通手当	X	X	X

10年の正社員は60万円で4倍の格差がある。棄弁護士は「判決は、賞与は労使交渉で決まるので格差は不合理ではないとしているが、これでは格差は縮まらない」と強く裁判所を批判した。

JAL闘争に連帯する夕べ 「明るく・楽しく・元氣よく」職場復帰まで

12月21日、東京文京区民センターに270人が結集して、「JAL闘争に連帯する夕べ」が開かれた。10年12月31日、パイロット81人、客乗84人の整理解雇が強行された。会社は、LCC立ち上げに伴うことから、解雇

浅川さんは「賞与が手かずで課題は大きい。住宅費は切実で更新料を積み立てられない時は賞与でまかなわないといけない。最高裁で、どう判断されるか。非正規の未来がかかっている」と訴えた。

問題の解決に踏み出す方針が示される期待があった。5月以降、諸行動の自粛で「特別協議」に託された。しかし、進展は見られず「会社の裏切り行為」は続いている。そんな閉塞感を打ち破る「連帯の夕べ」になった。



働く場を奪うな、サービス低下させるな！ 立ち上がった図書館司書たち

練馬区の図書館業務を担う司書たち（非常勤職員）の組合は、今年7月に練馬区が運営を民間委託する提案（指定管理者制度の導入）をしたため、職場を不安に陥れた。司書たちは「働く場が奪われる。サービスが低下する」ことを理由に反対してきた。しかし、



12月19日朝、スト延期集会を開く

区側の頑な姿勢は変わらず、組合は悩んだすえ12月19日と26日にストライキを構えることにした。このこと、NHKニュースも取り上げ、スト決行の前日（18日夜）に「スト中止」報道が流れるほどの注目がされた。

司書たちは「働く場が奪われる。サービスが低下する」ことを理由に反対してきた。そしてスト前日の18日、ギリギリの交渉の中で「図書館専門員を解雇する考えはない」という区側の回答を引き出すことができた。組合は一定の前進があったとしてストを回避し、19日は「スト延期報告集会」になった。

しかし、区側の民営化推進の基本方針は変

わっておらず、予断を許さない。

報告集会では、「区は金がほしいから民営化を進めようとしているが、教育はお金じゃない。人を育てることを民間に預け

ストライキは組織犯罪なのか？

「関西生コン報告」院内集会

12月14日、衆議院第二議員会館にて「ストライ



てはならない！」と。当該労組は「企業の利益のためでなく、区民のための図書館を！」をスローガンに掲げている。次の交渉期限は、来年1月18日。

キは組織犯罪なのか？」と題する報告集会が開か

れ、会場を満席にする65名が参加した。「こんなことが事件になるのなら、労働組合運動はできなくなる」連帯ユニオン中央本部・小谷野毅書記長は憤り、権力弾圧の経過を述べた。「関西では『被害届を出さない被害者』に自宅捜索が入った」と、本件を担当する永嶋靖久弁護士からの報告があった。『被害届を出さない被害者』とは、関生支部に対する被害届を出すよう

ように警察から促され、応じなかった企業のことを意味する。こんな自宅捜索が果たして許されるのだろうか。まさに異常事態だ。参加者の一人は「ユーチューブで頻繁に関生支部に関する動画が流れていて、不安になっていた。なにが起こっているのかよくわかった。「自分達の組合とも無関係ではない」の声会場に流れた。

全国一斉労働相談

新社会党労働運動委員会が取り組んだ第10回国一斉労働相談は、12月1日～14日の期間で行われた。短期間で労働相談の多くを望むのは難しいが、行動することからビラ配布も後日の電話相談につながる実績がある。集計は1月までにまとめて公表する。